

## 謹 告

社会福祉法人経営者限定セミナー  
今までと同じやり方では通用しない！！  
『“人手不足”時代における問題職員への対応策』  
問題職員に負けない方法を教えます！！  
を開催します。

平成30年2月16日

株式会社船井総合研究所

士業支援部 川上 英秀朗 様

弁護士 前 田 尚 一  
札幌市中央区南1条西11丁目1番地  
コンチネンタルビル9階

TEL011-261-6234 FAX261-6241

謹啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

初めまして。弁護士の前田尚一と申します。今年で弁護士生活30年目に入りました。平成元年に弁護士登録した後、平成5年に独立開業し、これまで大小さまざまな企業をはじめ、各種法人の経営者の皆様からの依頼に広く応じております。

このたび、当事務所では、社会福祉法人の経営者限定セミナー『“人手不足”時代における問題職員への対応策』を開催させていただくことになり、ご案内を差し上げた次第です。

周知の通り、介護事業は今後さらなるニーズが高まる事業です。しかし、現在は「解雇」「未払い残業代」「パワハラ・セクハラ」「メンタルヘルス」等の労使問題が現場で数多く発生しています。それが紛争化すれば、世間からは「ブラック企業」との汚名を着せられる時代です。そうなれば他の職員も含め、労使関係に決定的な亀裂を生

じさせかねません。

社会全体・全業種において「人手不足」が深刻な今、このような事態は人財の確保・定着を妨げることにもつながり、事業の永続的な発展は困難となるでしょう。ひいては皆様が社会的使命を果たす上で、大きな障害ともなり得ます。

私の経歴としては、経営法務を多く取り扱う法律事務所に勤務し、特に労働組合が関わった労働事件を担当したこともあり、独立開業後は、解雇問題、残業代問題、ハラスメント問題等の労務問題を経営者の立場で取り扱ってきました。社会福祉法人の案件では、最高裁判所まで行って、高裁判決を破棄させたこともあり、また、東京の中央労働委員会で勝訴的和解を成立させてきた実績もあります。

このような現体験の中で、こじれた労使紛争が原因で、経営者が夜も寝られなくなり、体調を崩してしまった場面をこれまで何度も見て参りました。だからこそ、労務トラブルが紛争となった場合に適切・迅速に対処する必要があることはもちろん、職員とのトラブルを未然に防止することが、健全な事業活動には必要不可欠なのだ、と声を大にして言いたいのです。

つまり、将来、トラブルが発生した場合を想定し、あらかじめ対応策を理解し、準備しておくことが必要です。実際、たった一人の「問題職員」とのトラブルへの対応を誤ったことで、労働組合が結成され、外部からの上部団体のメンバーらまで集合した団体交渉に応じなければならなくなったという事例もございます。

今回のセミナーでは、参加者をあえて少数にさせていただき、予防・解決のためにお役に立つ内容を余すところなく、お伝えしたいと思います。少しでも興味がありましたら、ぜひ、今すぐ同封のパンフレットでお申し込みください。電話でのお申し込みも歓迎です。

敬白

社会福祉法人の経営者限定セミナー緊急開催

“人手不足”時代における「問題職員」への対応策

職員とのトラブルで

悩んでいませんか？

対応策  
大公開!!

今までと同じやり方では通用しない！！

問題を起こす職員に負けない方法を教えます

介護事業においても、「人財の定着」は、企業の永続的な発展には欠かせません。

しかし、少子高齢化、仕事についての価値観の大きな変化は、「人手不足」時代を招き、加速させています。

一方、電通「過労自殺」事件背景に、労務トラブルが社会問題化。政府が推進する「働き方改革」は、「同一賃金」、「長時間労働の是正」などの施策を進めるばかりか、労働者の「権利意識」をますます増大させることになるはずです。

かくして、「解雇」「残業代」「パワハラ・セクハラ」「メンタルヘルス」といった労務トラブルにより、「ブラック企業」との汚名を着せられたり、組織の中で、職員との間で亀裂が生じると、事業の永続的発展は、困難となるでしょう。

労務トラブルが紛争となってしまった場合に適切・迅速に対処する必要があることはもちろん、職員とのトラブルを未然に防止する必要があります。しかし、労働環境が大きく変容した現在、そのような視点だけでは足りず、人財の確保・定着の観点から、積極的に、「問題社員」に向かい合い、個別具体的に対応していくことが不可欠となります。

当事務所では労務トラブルに関するセミナーを開催します。この機会に、労使間の労務トラブルに関する今日的に有効な対策方法を知っていただき、日々の事業活動にお役立てください。

前田尚一法律事務所は、「問題職員」に決して負けることなく、真摯に、介護事業を成長・発展させようとしてされている皆様を全面的にバックアップいたします。

## 講師

前田尚一法律事務所  
代表弁護士 前田 尚一  
札幌弁護士会所属

岩見沢市に生まれる。北大法学部卒業。  
平成元年 弁護士登録。平成5年 前田尚一法律事務所開設

“『法律』は、法律を知っている者に味方する!!”  
を信条に、企業、特に中小企業からの依頼に広く応じている。

STV「どさんこワイド」UHB「のりゆきのトークDE北海道」  
HBC「カーナビラジオ午後一番!」ほか出演。  
財界さっぽろ「会社を守る法律講座」連載中。  
JR札幌病院倫理委員・臨床研究審査委員。  
元・北海道大学法科大学院実務教員。



次に1つでも当てはまる方は  
是非、ご参加ください!

- ✓ 労働時間の管理がうまくできておらず、残業問題が起きそう。
- ✓ 解雇、雇止めをしたい社員がいる。
- ✓ 勤務態度不良、能力不足の職員がいる。
- ✓ 就業規則を作成してから1年以上が経過している。
- ✓ 過去に労働紛争が起こったことがある。
- ✓ 労働組合がある。
- ✓ 身近に労務に関して相談できる専門家がない。

詳しくは裏面をご覧ください。

前田尚一法律事務所は、経験豊富な弁護士が様々な業種、企業規模の顧問先を持ち、企業法務におけるノウハウは深く、様々な事案に対応することが可能です。

前田尚一法律事務所 札幌市中央区南1条西11丁目1番コンチネンタルビル9階  
TEL: 011-261-6234 FAX: 011-261-6241 URL: <http://札幌弁護士.com> (新しいHPです)



# 問題職員に負けない方法を教えます！！

## ご案内

**日時** | 2018年4月11日（水）  
14時～16時【13時30分受付】

**会場** | コンチネンタルビル  
4階会議室  
地下鉄東西線西1丁目駅より徒歩45秒  
駐車場あり（有料）

参加費 2,000円(税込)

顧問先様は  
無料

### 【セミナーでご提供する戦略的ポイントの一部】

- 最近の労務トラブル・紛争の具体的事例
- 最近の法改正の動向
- 労働法、裁判所・労働委員会と経営者の考えの大きなギャップ
- 官公庁のガイドライン、判例・裁判例が役に立たない理由
- 「人手不足」時代到来による労使関係への影響
- 「働き方改革」による制度改革の内容と労働者の権利意識の増大化
- 「人手不足」時代における問題職員に対する現実的対応策
- 「ライフ&バランス」「ベシクインカム」「1億総活躍社会」といったマジックワードの威力  
……等々

## 参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ  
特典がございます。

- 01 問題職員の実践的対応についてのアドバイスなど無料個別相談を実施
- 02 就業規則の診断チェックのほか、契約書や通知書の診断チェックなどを無料で実施
- 03 就業規則の全面改訂を割引価格にて実施
- 04 労務に関する企業内研修の実施(要相談)

お電話でのお申し込みも大歓迎。☎0120-481744(24時間受付)

ファックスでお申込みの方は、  
下記欄にご記入いただき、

FAX. 011-261-6241 まで送信ください。

お申込み締切／平成30年4月9日（月）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

### FAX用お申込み欄

貴法人名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
ご連絡先電話番号	( ) -	メールアドレス	@
どちらかに✓をつけてください。セミナー終了後の無料相談を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			